

国立研究開発法人国立がん研究センターにおける競争的研究費の直接経費から
研究代表者(PI)の人件費の支出に係る取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)及び「国立研究開発法人国立がん研究センター競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出における活用方針」(令和6年2月5日策定、以下、「活用方針」という。)に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下、「センター」という。)における研究代表者等の人件費の支出に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 研究代表者等とは、実施される研究の研究代表者及び分担研究者のことをいう。
- (2) PI人件費とは、直接経費に計上された当該研究代表者等の人件費のことをいう。
- (3) エフォートとは、研究者の全業務時間100%に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合をいう。

(対象事業)

第3条 本細則は、センターに所属している職員がセンターの身分で獲得した研究費、かつ、文部科学省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構等の配分機関がPI人件費の支出を認めた競争的研究費に限り適用する。

(対象者)

第4条 PI人件費の支出対象となる研究代表者等は第6条に定める用途に充てることが可能な場合に限る。ただし、国立研究開発法人国立がん研究センター運営費交付金が雇用財源である研究代表者等及び、国立研究開発法人国立がん研究センター就業規則第80条第1項により採用される場合は対象外とする。

(申請)

- 第5条 研究代表者等は、活用方針を理解し、PI人件費の支出を希望する場合、PI人件費申請書(様式1)を研究の申請時に理事長に提出し、承認を得るものとする。
- 2 研究代表者が申請した研究が採択された場合は、PI人件費の支出を踏まえた給与充当申請書をPI人件費の支出対象となる研究者の所属するキャンパスの担当部署(築地C:人事部人事課給与係、柏C:財務経理部財務経理課研究業務係)に提出する。
 - 3 PI人件費申請書提出後は、原則として、その申請内容を変更できないものとする。ただし、配分機関からの採択結果を踏まえ、PI人件費の支出額を変更する場合はその限りではない。
 - 4 PI人件費の支出可能額(直接経費に計上可能な額)は、研究代表者等の年間人件費額に、年間を通じて当該研究の研究活動に従事するエフォートを乗じた額を上限とする。ただし、配分機関において上限金額が決められている場合は、それに従うものとする。

(確保した経費の用途・活用)

第6条 PI人件費を支出したことにより確保した経費について、活用方針に示された用途に活用できるものとする。

(エフォート確保のための措置)

第7条 所属長は、PI 人件費を支出した研究代表者等が研究活動に専念できるよう、研究代表者等が担当する研究課題以外の業務の軽減や業務の代替措置等、研究代表者等がエフォートを確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(その他)

第8条 庶務は研究支援センター研究管理部研究管理課にて行う。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和6年2月5日から施行する。